

9. 利用できる制度を探す

ナショナル・トラスト運動は、国の法律(たとえば自然環境保全法、自然公園法、古都保存法等)に守られていないごく身近な自然環境(たとえば里山、谷戸等)を、別の方法で守るために市民が手を差し伸べるという趣旨の運動ですが、何度も述べるように、地価の高さがそれを阻んでいます。そこで逆に、民間の資金だけでは手の届かない面積の大きい緑地などを、地方公共団体も力を合わせて保全しよう、という意識が高まって、そのための条例を新設する動きがでてきました。

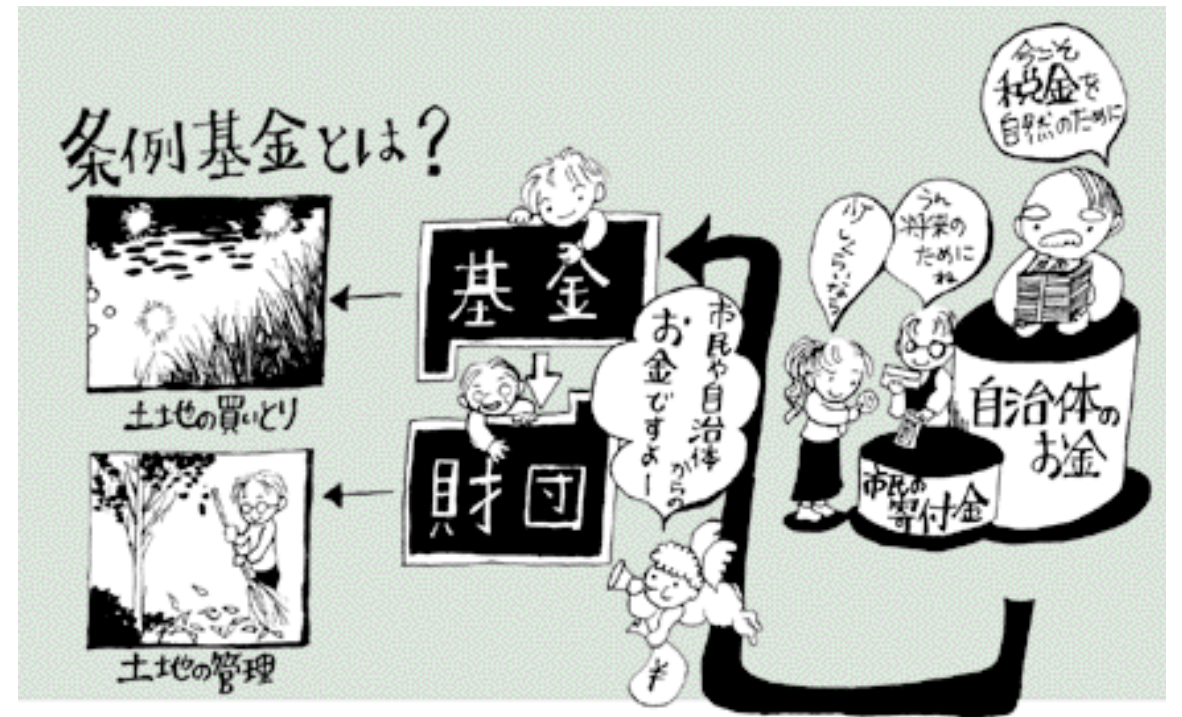
条例基金

こうした条例が制定されると、そのなかで都道府県・市町村に具体的な施策の実行が義務づけられ、各自治体はそれに基づいた緑地の保全、森林の再生といった事業を行います。そのための資金を積み立てるのが「条例基金」で、自主財源だけでなく、民間からの募金や寄付金と合わせ、財団などを設けて運営する例が多いようです。

この基金で県や市に買い取ってもらうためには、請求の署名を集めますが、市民側も署名だけでなく、**熱意表明募金**(天神崎の自然を大切に作る会の例)のように、自分たちも募金したり、買い取ったところの管理に参加している団体が少なくありません。

考え方の調整

行政と手を組んで、こうした制度を利用して活動を行うときに、だいじなのは、**お互いの理念や立場を十分に理解しあって考え方の行き違いを防ぐ**ことです。行政側は税金を使うので、できるだけ多数の住民の利益を考え、それに対して保全団体はできるだけ人為を加えたくない、といった発想の違いが起きがちですが、これをはじめにしっかり調整しないと、せっかく買い取ってもその後の活動がうまくいきません。



市民主体の森づくりを目指す (おおのじょう緑のトラスト協会)

福岡県の西、日本最古の朝鮮式山城の遺跡を持つ大野城市は、都市化が進む中でも、まだ市域の40%に人の暮らしと深い関わりのある森が残っています。この里山の保全を目指して市は「市民トラスト運動」に取組み、『財団法人おおのじょう緑のトラスト協会』、『おおのじょう緑のトラスト基金』という二本立てのしくみをつくりました。市の出資金の他に市民や企業からも寄付を募った「基金」を使って、約20万平方メートルのスギ・ヒノキ伐採跡地や雑木林を買い取りました。一部の地域については、市民が自主参加する「協会」の会員と植物の専門家が季節ごとに歩いて植生調査を行なって、「トラストの森・植物名簿」と「樹木地図」を作成し、これらに基づいた活動を行なっています。このように、行政主導でトラスト型の条例基金が生まれる例が増えていることは、注目すべき傾向といえましょう。

それでは、ナショナル・トラスト活動に利用できそうな法律にはどんなものがあるでしょうか。ご存じのように地球規模の環境問題として、自然環境保護、生物多様性の保全といったことが国の重要な施策に位置づけられるようになってきました。

協働の仕組み

とりわけ近年は、それらの施策に民間団体とのパートナーシップという考え方をとり入れる傾向があり、自然公園や都市公園の管理に**民間の参加**を促す(環境省、国土交通省)といったこともその一つです。こうした制度をうまく利用すると、管理の人手が足りない所有者とその労力を提供できるトラスト団体とが、行政を介して手を組むことができます。

制度によっては、それを実施する財源の一部を国が負担する仕組みがつけられます。多くの場合、実施の主体を地方公共団体として、国の補助金で費用の一部がまかなわれます。そして、私有地が公用に供される場合は所有者に**税金の軽減措置**が適用されることもあります。こうした制度は利用を検討してみる価値がありそうです。**各省庁、自治体のホームページ**等で調べてみましょう。

法律上の規制

ところが、その一方で注意しなければならないこともあります。

制度には、利用できることと表裏一体のように、行為が制限される「規制」も設けられているので、たとえ保全が目的でも恣意的なやりかたは許されません。このことに留意しないと思いがけない障害にぶつかります。保全しようとする場所に、都市計画法に基づく規制などがかかっていることがわかった場合の対処法も検討課題です。開発行為を規制する法律は、むしろ保全する側の味方で、積極的に活用する方向でこの問題をクリアできるかもしれません。

こんな制度があります

市民緑地制度、緑地管理機構制度

【都市緑地保全法(国土交通省)】

所有者と、地方自治体もしくはその指定を受けた民間団体(緑地管理機構)とが「市民緑地契約」を交わし、一定期間その土地を管理し公開するという制度。所有者には一定の条件下で、固定資産税・都市計画税の非課税、相続税の軽減などのメリットがあります。

風景地保護協定制制度【自然公園法(環境省)】

国立・国定公園内で、土地所有者等による管理が行き届かず、風景の保護に支障を及ぼすおそれのある風景地について、環境大臣、地方自治体または公園管理団体が、土地所有者と協定を結び、土地所有者等に代わって自然の風景地を管理する制度。NPO法人が指定を受けて公園管理団体になることができ、土地所有者等は、特別土地保有税の非課税、相続税評価額の適正化の措置が受けられます。

規制の例

買い取ろうとする土地の地目が農地であることが意外に多く、その場合には資格がないと買えません。農地法で、一定の資格を持つ「農業従事者」だけにしか権利取得を認めないという規制がかかっているのです。ある団体は、時間をかけて地目の変更を実現し、またある団体では、資格を持つメンバーが買い取り、その個人の名義で保有しています。この場合、実質的には団体の所有でも、名義変更の際に税金の問題が生じる可能性があるため要注意です！